

令和7(2025)年4月から



# 太陽光発電設備等の 設置義務化がスタート

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の改正(令和7年度施行分)

## 対象 1

**制度1** 延床面積**2,000m<sup>2</sup>以上**の大規模建築物の場合

⇒ 対象建築物の全棟に太陽光発電設備の設置等が義務付けられます

### ① 対象建築物(特定建築物)

市内に**新增改築**する延床面積<sup>※1</sup>  
**2,000m<sup>2</sup>以上**の建築物

※1 増改築の場合は増改築部分の延床面積。既存建築物は対象外

### ② 義務対象者(特定建築主)

対象建築物(特定建築物)を  
新增改築する**建築主**

## 対象 2

**制度2** 延床面積**2,000m<sup>2</sup>未満**の中小規模建築物の場合

⇒ 対象建築物の総量に対して、一定量以上の太陽光発電設備の  
設置等が義務付けられます

### ① 対象建築物(中小規模特定建築物)

市内に**新築**<sup>※2</sup>する延床面積  
**2,000m<sup>2</sup>未満**の建築物

※2 増築・改築は含まない。既存建築物は対象外。

### ② 義務対象者(特定建築事業者)

対象建築物(中小規模特定建築物)の  
年間供給面積が**5,000m<sup>2</sup>**  
以上の**建築事業者(工事施工者)**<sup>※3</sup>

※3 建築確認申請上の工事施工者に該当する者。

▶▶▶詳細は裏面へ▶▶▶

対象  
1

制度1

延床面積**2,000㎡以上**の大規模建築物の場合  
特定建築物太陽光発電設備等導入制度

特定建築主  
の義務

## 基準適合

特定建築物単位で、設置基準量以上の太陽光発電設備等の設置又は代替措置により、基準適合する必要があります。実際の設置量は上限値以上でも構いません。

$$\text{設置基準量 (算定値) (kW)} = \text{① 建築面積 (㎡)} \times \text{設置基準率5\%} \times \text{面積当たりの算定量 0.15 (kW/㎡)}$$

(①に代えて②を用いて求めることも可能)

$$\text{② 太陽光発電設備設置可能面積 (㎡)} = \text{建築面積 (㎡)} - \text{設置が困難と認める部分の面積 (㎡)}$$

### 設置基準量

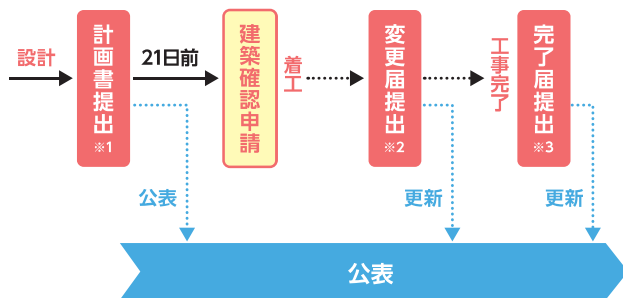
- 設置基準量(算定値)が**上限より大きい** ▶ **上限とする**
- 設置基準量(算定値)が**下限以上、上限以下** ▶ **設置基準量(算定値)とする**
- 設置基準量(算定値)が**下限より小さい** ▶ **下限とする**

| 工場の<br>下・上・限 | 延床面積 | 2,000～<br>5,000㎡未満 | 5,000～<br>10,000㎡未満 | 10,000㎡～ |
|--------------|------|--------------------|---------------------|----------|
|              | 下限   | 3kW                | 6kW                 | 12kW     |
|              | 上限   | 9kW                | 18kW                | 36kW     |

| 工場の<br>下・上・限 | 延床面積 | 2,000～<br>5,000㎡未満 | 5,000～<br>10,000㎡未満 | 10,000㎡～ |
|--------------|------|--------------------|---------------------|----------|
|              | 下限   | 6kW                | 12kW                | 24kW     |
|              | 上限   | 18kW               | 36kW                | 45kW     |

## 計画書等の提出

令和7(2025)年度～



- ※1 建築確認申請をしようとする日の21日前までに提出  
※施行日前(令和7年3月31日)までに建築確認申請等の提出等が行われた建築物は対象外
- ※2 変更がある場合のみ提出
- ※3 工事完了日の翌日から30日以内に提出

詳細は、次のURL又は  
二次元バーコードからチェック  
[https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/  
category/76-16-14-1-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-1-0-0-0-0-0-0.html)



対象  
2

制度2

延床面積**2,000㎡未満**の中小規模建築物の場合  
特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

特定建築事業者  
の義務

## 基準適合

特定建築事業者単位で、年度ごとに算定した設置基準量以上の太陽光発電設備の設置等により、基準適合する必要があります。太陽光発電設備の設置者や所有者は問わないため、リースや屋根貸し等の手法も利用可能です。

特定建築事業者が設置しなければならない「設置基準量」

$$\text{設置基準量 (kW)} = \text{設置可能棟数(棟)} \times \text{算定基準率 市内一律70\%} \times \text{棟当たり基準量 2 (kW/棟)}$$

棟当たり基準量2kWは算定上の係数で、1棟ごとに2kWの設置を求めるものではない

### 設置基準量の算定と適合状況の例

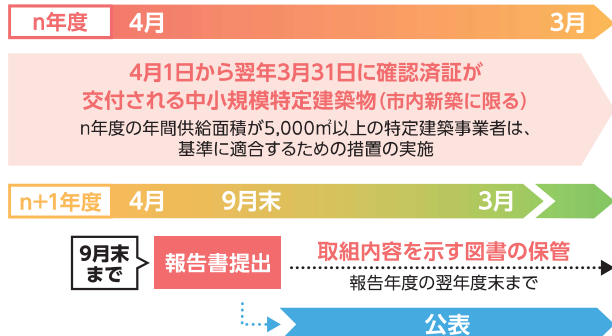
- 設置可能棟数40棟(戸建て)の場合の「設置基準量」:  $40\text{棟} \times 70\% \times 2\text{kW} = 56\text{kW}$
- A社の実際に設置した量:

|                      |                            |                             |
|----------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 太陽光パネル6kWを設置×5棟=30kW | 合計 58kW<br>※他の25棟は<br>設置なし | ≥56kW<br>(設置基準量)<br>↓<br>適合 |
| 太陽光パネル4kWを設置×4棟=16kW |                            |                             |
| 太陽光パネル2kWを設置×6棟=12kW |                            |                             |

太陽光パネルのほか、太陽熱利用設備等も対象です

## 報告書の提出

年度末までの年間供給面積によって義務対象者を判断します。(前年度実績は加味しません) このため、年間計画等に基づき、対象となるかを見据え取組を実施してください。



- ※5,000㎡未満の建築事業者も任意報告が可能で、市HPにて取組をPRいただけます。
- ※施行日前(令和7年3月31日)までに建築確認申請が行われた建築物は対象外。

詳細は、次のURL又は  
二次元バーコードからチェック  
[https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/  
category/76-16-14-2-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-2-0-0-0-0-0-0.html)



太陽光発電設備は屋根上ほか、壁面・窓面・手すり等への設置も対象です。

太陽光パネルに関する正確な情報や設置メリット等をお伝えするため、**ポータルサイト『かわさき太陽光広場』**を開設しています。サイトでは、災害への備え、廃棄・リサイクル、メンテナンス等の**皆さまから寄せられる様々なご質問についても解説**しています。また、川崎市のほか、国や県の補助金等についてもご確認いただけます。

発行:川崎市 環境局 脱炭素戦略推進室 TEL:044-200-2088



ポータルサイトは  
こちらです